

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
(株)大塚商会	東京都千代田区飯田橋2-18-4	

2. 指名停止措置期間 令和 4年10月26日 ~ 令和 5年1月25日 (3箇月)

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する物品・役務調達契約等

4. 事実概要

広島県教育委員会及び広島市発注の各特定コンピュータ機器の一般競争入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたことにより、令和4年10月6日に公正取引委員会から排除措置命令ないし課徴金納付命令(課徴金減免制度の適用)を受けた。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第2第5号に該当する。
なお、課徴金減免制度の適用事業者として公正取引委員会から公表されていることから、指名停止等規程第4条第3項を適用して2分の1の指名停止期間に短縮する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 前項に掲げる場合のほか、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。) 第4条第3項 (指名停止期間の特例) 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、(中略)、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。	当該認定をした日から6箇月以上18箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室
笠間市中央3-2-1
電話 0296-77-1101(内線219、220)